

「新血液事業推進検討委員会第一次報告」(抜粋)  
(平成元年9月、新血液事業推進検討委員会)

第六 血液事業の安定運営のための諸対策

1. 血液製剤の価格

わが国の血液事業は、全血製剤及び血液成分製剤を献血によってすべて供給できるようにするなど大きく発展してきたが、その間血液事業の財政基盤が常に安定していたとは言えず、関係者が払ってきた苦労は並大抵のものではなかった。また、血漿分画製剤の自給をはじめこれまで述べてきた各項目を実施することが、大変な決意と努力を要するものであることも事実である。このため、血液事業の財政基盤の強化が必要であることは言を持たない。血液事業の財源は、供給した製剤に対する医療保険からの支払いである。全血製剤、血液成分製剤の価格は昭和53年以来基本的に据え置かれているが、こうした製剤は人件費等の比率が高く、また、近年の使用適正化もあり、日本赤十字社の血液事業財政は極めて逼迫してきている。献血そのものは無償であるが、国民への意識啓発、採血、検査、製剤化、保管、供給等のための諸経費が必要であることを十分考慮しつつ、適切な事業運営により事業に必要な経費が賄えるようにしなければならない。なお、その際、医療の実態に即した価格体系を検討する必要がある。

また、血漿分画製剤の薬価差の排除のためには、現行の供給システムが抱える問題点を是正して、適正な流通システムの確立を図っていく必要があるが、それまでの間、献血由来の血漿分画製剤が医療現場で十分国民医療に寄与でき、かつ、国民の疑惑を招かないような薬価の設定を図る必要がある。(略)